

議案第 5 4 号

北名古屋市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

北名古屋市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

北名古屋市長 太 田 考 則

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法施行規則の一部改正に伴い、関係条文の整理をするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を
改正する条例

北名古屋市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成１８年
北名古屋市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「第１９条第１項第１号へ」を「第１８条の３第１項第
６号」に改める。

第４条中「第２１条第２項」を「第１８条の３第１項」に改める。

第１２条第１項中「第１９条第１項第１号ト」を「第１８条の３第１項
第７号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。